

下記の法務局において、登記事務のコンピュータ化により閉鎖された土地閉鎖登記簿の電子化に伴い、平成30年6月18日(月)から謄抄本の作成方法及び閲覧方法を、以下のとおり変更します。

法務局名	対象区域
名古屋法務局熱田出張所	名古屋市熱田区, 同瑞穂区, 同中川区, 同港区, 同南区, 同緑区及び豊明市
// 津島支局	津島市, 愛西市, 弥富市, あま市, 海部郡大治町, 同蟹江町及び同飛島村

土地閉鎖登記簿の謄抄本の作成方法

閉鎖登記簿を複写して謄抄本を作成しています。

登記簿の電子化

電子データを用紙に印刷して謄抄本を作成します。
【認証文あり】

土地閉鎖登記簿の閲覧方法

閉鎖登記簿を閲覧していただいています。

登記簿の電子化

電子データを印刷した用紙をお渡しします。
【認証文なし】